

第四次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

本業務は、多様化、複雑化している本市の課題等の解決について、官民一体となって総合的に取り組んでいく必要があるとの考えから、市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定するための支援を行うものである。

業者選定にあたっては、関係法令、国等の通知・指針等の理解度、実態把握等における手法の創造性、経験や実績により培われた企画・提案力、本市の実態等を的確に把握し、円滑に策定業務が進められる業務体制等を総合的に判断するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。本要領は、これに必要な事項を定める。

1 委託業務名

第四次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務

2 業務内容

「第四次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務仕様書」のとおりに従う。

3 予算額

総額 7,315,000円（消費税等込み）を上限とする。

（内訳）令和8年度：3,971,000円

令和9年度：3,344,000円

4 契約期間

契約締結日から令和10年3月24日まで

5 参加資格要件

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 北本市物品納入等競争入札参加資格者名簿に登録のある者であること。
- (4) 北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成20年告示第39号）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成30年告示第269号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 過去5年間に本業務と同様の業務に携わった経験のある者であること。

- (8) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規程を整備し、その実質的な運用が行われていること。

## 6 参加申込方法

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり関係書類を期限内に提出すること。

### (1) 提出書類

- |                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| ア 参加表明書（様式第1）             | 1部                 |
| イ 誓約書（様式第2）               | 1部                 |
| ウ 参加資格確認書（様式第3）           | 1部                 |
| エ 会社概要書（様式第4）及び会社概要パンフレット | 1部                 |
| オ 企画提案書（任意様式）             | 原本1部及び副本（提案者名なし）8部 |
| カ 見積書（任意様式）               | 原本1部               |

### (2) 提出方法及び提出期限

#### ア 提出方法

市役所への持参又は郵送により提出すること。

#### イ 提出期限

令和8年8月13日（木）まで

※ 持参の場合は、北本市役所開庁日の午前8時45分から午後4時30分までの間に提出すること。また、郵送の場合は、期間内必着とするため、到達の記録がわかる方法（簡易書留等）での郵送とすること。

### (3) 企画提案書及び見積書について

#### ア 企画提案書

以下の点に留意の上作成すること。

##### (ア) 書式

- 表紙をつけること。なお、原本の表紙にはタイトル及び提案者名を記載し、副本にはタイトルのみ記載すること。
- A4縦サイズの両面印刷で20枚以内（表紙除く）に収めること。
- モノクロ・カラーの別は問わない。
- 仕上げは左辺綴じとし、レール式クリアフォルダに綴じること。
- 文字の大きさは11ポイント以上で作成すること。図や表中の文字はこの限りではないが、見やすい大きさで作成すること。

##### (イ) 内容

以下の項目に沿って順に記載すること。

- 業務実績、業務体制、業務責任者のプロフィール等  
業務責任者、担当者及び補助者として予定する者の氏名、担当分野、本業務における役割及び連絡体制等を必ず記載すること。
- 企画提案事項  
別紙の仕様書をもとに以下の点について提案を求める。わかりやすく具体的に記載すること。  
本市の予算の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

- (a) 市民アンケート調査の作成・実施・集計・分析
  - ・市民アンケート調査や統計データに基づく課題の現状分析と手法の提案、課題整理の方針、今後の有効な施策展開に向けた調査の実施内容
  - ・市内の各地域の特性（人口構成等）により、地域ニーズが異なることも予想されるため、今後の施策展開に繋がられるような調査の工夫
  - ・今後の地域共生社会の実現に向け、本市の資源等の実情を考慮した施策展開に繋がられるような調査の工夫と分析
  - ・個人情報保護対策の方法
- (b) 施策の進捗状況や地域の課題等を把握するにあたっての実施方法（関係団体ヒアリングやワークショップの開催等）や取りまとめの考え方
- (c) 国や県の動向や市が取り組むべき課題等のとりまとめの考え方
- (d) 市民アンケート結果や施策の進捗状況を整理し、報告書を取りまとめるにあたっての視点
- (e) 第四次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画において特に重視すべきと思われる視点
- (f) 第四次計画を最大限に活用していくための進行管理及び評価方法
- c 業務工程
- d その他業務実施にあたってのアピールポイント
- イ 見積書
  - 人件費、間接経費等の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。

## 7 審査方法等

### (1) 審査方法

本業務に関する業者選定委員会を設置し、提出された企画提案書及び見積書並びにプレゼンテーションの審査を実施する。ただし、応募が4者以上の場合については、審査基準に基づき事前審査を実施し、上位3者となった者について、プレゼンテーション審査を実施する。なお、参加事業者が1者の場合は、プレゼンテーション審査は実施せず、審査基準に基づき審査を実施し、審査基準点（価格項目を除く）の6割以上を得た場合に候補者とする。

### (2) 審査基準

別表のとおり

### (3) プレゼンテーションについて

ア 日 時 令和8年8月24日（月） 午後

※プレゼンテーション実施対象者には、個別に連絡するものとする。

イ 会 場 北本市役所 会議室3-E

ウ 出席者 1者3名以内

※本業務に係る業務責任者となる予定の者は、必ずプレゼンテーションに参加すること。

エ 発表時間 1者あたり30分

プレゼンテーション（20分）

質疑応答（10分）

オ その他

（ア）本市で準備したプロジェクター及びモニターを使用することができる。

(イ) プレゼンテーション時における追加資料の配布は不可とする。

(ウ) プレゼンテーションに参加できない場合は、選定の対象から除外する。

(4) 受注者の決定

業者選定委員会において最も優秀とされた者を第一交渉権者とし、協議の上、契約を締結する。第一交渉権者と契約に至らなかった際は、次点の者と協議の上、契約を締結する。

(5) その他

ア 審査は非公開とする。

イ 参加事業者は、審査の結果について異議を申し立てることができない。

8 審査結果等

(1) 審査結果

参加事業者数が4者以上であった場合における事務局による事前審査の結果については、個別に電子メール等により連絡する。

最終審査結果は、結果通知書により参加者全員に通知するとともに、第一交渉権者を市のホームページにより公表する。

(2) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本要領に定められた参加資格要件等を満たさないとき。

イ 本要領に定められた提出方法によらず企画提案書が提出されたとき。

ウ 本要領に定められた提出期限までに企画提案書が提出されなかったとき。

エ 本要領により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。

オ 本要領により提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

カ 企画提案手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。

キ 本市の予算額を上回るとき。

ク その他本事業の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(3) その他

企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年8月17日（月）午後4時30分までに、辞退届（任意様式）を市役所への持参又は電子メールにより提出すること。電子メールの場合は、送信後、電話にて到着確認を必ず行うこと。

なお、辞退した者については、以後の入札参加資格等に関し、これを理由とする不利益な取り扱いを受けるものではない。

## 9 スケジュール

本件プロポーザルに係るスケジュールは以下のとおり予定する。

| 内 容         | 期 日          |
|-------------|--------------|
| 公募の開始       | 令和8年7月22日（水） |
| 質問書の提出期限    | 令和8年7月29日（水） |
| 質問書に対する回答   | 令和8年8月 3日（月） |
| 参加申込期限      | 令和8年8月13日（木） |
| プレゼンテーション実施 | 令和8年8月24日（月） |
| 選定結果の通知     | 令和8年8月26日（水） |

## 10 質問・回答

### (1) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和8年7月29日（水）午後3時まで
- イ 提出場所 北本市本町1丁目111番地  
北本市役所 福祉部 共生福祉課 地域福祉・監査担当  
電話：048-594-5534  
E-mail：[a03300@city.kitamoto.lg.jp](mailto:a03300@city.kitamoto.lg.jp)
- ウ 質問様式 質問書（様式第5）
- エ 提出方法 上記ウを電子メールにて提出すること。また、電子メール送信後は、電話にて到着確認を必ず行うこと。なお、電子メールの件名は「第四次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託に関する質問」とし、本文には提案事業者名・担当者・連絡先を必ず記載して送信すること。

### (2) 質問に対する回答

- ア 回答期限 令和8年8月3日（月）
- イ 回答方法 質問に対する回答は、原則として本市ホームページに質問者匿名で掲載する方法とする。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加または修正とみなす。

## 11 書類提出及び問合せ先

### (1) 名称

北本市 福祉部 共生福祉課 地域福祉・監査担当

### (2) 所在地

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地

### (3) 連絡先

電 話：048-594-5534

E-mail：[a03300@city.kitamoto.lg.jp](mailto:a03300@city.kitamoto.lg.jp)

## 1 2 その他

本件に係る書類の提出をもって、下記について承諾したものとみなす。

- (1) 提案事業者は、1 者につき 1 つの提案しか行うことができない。
- (2) 提案の参加等に要する一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、北本市が本件の報告、説明、公表等に必要の場合は、提出書類等の内容が無償で都度断ることなく使用できるものとする。
- (4) 本件に係る情報公開請求または議会・議員からの資料要求があった場合は、北本市情報公開条例（平成 3 年条例第 4 1 号）に基づき、原則として提出書類等を開示するものとする。
- (5) 提案書等の内容をそのまま採用して事業の実施を行うものではない。
- (6) 提出書類等は一切返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (7) 契約は提案内容に準拠して行う予定だが、業務委託候補者と協議の上、変更する場合もある。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、提案事業者が負うこととする。
- (9) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (10) 提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。